

「鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は 解体用つかみ機」運転実務経験証明

今般、新たな解体用車両系建設機械（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機をいう。以下同じ）の技能特例講習（第___種）の受講申込みに当たり、下記のとおり従事していたことを証明します。（裏面参照）

記

1 証明対象労働者職氏名等

職名 _____ 氏名 _____

2 上記1の者が現在所有している資格等

（該当するものにレ印を付すこと。受講時に原本を提示すること。）

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

（所有している場合）

交 付 者 _____

交付年月日 _____

修了証番号 _____

3 上記1の者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間及び業務従事等

（1）平成___年___月～平成___年___月までの ___年___ヶ月間従事

（2）平成25年7月1日時点における運転業務歴

（次のいずれかを丸で囲むこと。）（ 有・無 ）

4 上記1の者が運転経験を有する新たな解体用車両系建設機械の種類（該当するものに○を付すこと）

（1）鉄骨切断機 （2）コンクリート圧砕機 （3）解体用つかみ機

5 1の者が従事した解体工事等

（上記4（1）～（3）の機械を使用した解体工事等名及び工事等の期間を記載すること。紙面が足りなければ別紙に記載して良いこと。）

工事名： _____ 工 期：平成___年___月～平成___年___月

工事名： _____ 工 期：平成___年___月～平成___年___月

工事名： _____ 工 期：平成___年___月～平成___年___月

工事名： _____ 工 期：平成___年___月～平成___年___月

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会

千葉県支部長 殿

（事業場名） _____ 社印

（事業者名） _____ 代表者印

〔記入に当たっての注意事項〕

1 証明対象労働者の新たな解体用車両系建設機械運転の経験期間について

過去6ヶ月未満の間に新たに雇用した者であって、それ以前の事業場で新たな解体用機械に係る運転経験を有している場合は、前の事業者からの証明書類を添付し、その期間を加えた総計の経験期間を経験期間として差し支えありません。(ただし、前の事業者の証明について、協力が得られない場合は、現在所属している事業者が前の運転経験を証明することでも差し支えありません。)

また、いわゆる一人親方等事業者の方は、自ら証明していただくことになります。

なお、証明する事業者が関係請負人(一人親方を含みます。)である場合は、元方事業者の確認を受けることが望ましいものです。

2 運転経験の考え方について

4の(1)鉄骨切断機、(2)のコンクリート圧砕機、(3)のつかみ機のそれぞれの運転経験期間のうち最も長いものの経験期間を記載してください。その期間が6ヶ月に満たない場合であって、途中で運転する機械の種類が変わっている場合は、それぞれの機械の運転期間を足して記載してください。

3 運転経験算入対象の機械及び運転経験算入対象の業務について

解体用つかみ機は、木造家屋の解体に使用するいわゆるフォークグラップルをアタッチメントとして装着したものが対象となり、下記4にも関連しますが、基本的には解体工事での機械運転経験が算入対象となります。

また、使用した機体の重量は問いません(機体重量3トン以上、3トン未満のいずれの機械も算入できます。)

4 従事した解体工事等

「解体工事等」には、がれきの処理業務が含まれます。

また、解体工事等に伴って発生した解体物等を自社に持ち帰って、更に解体する業務も含まれます。

ただし、港湾荷役業務でグラップルを用いて荷を積み卸しする業務、産業廃棄物処理場でグラップルを用いて廃棄物を分別する業務、林業グラップルを用いて木材を移動等させる業務は含まれません。

なお、工事名まで分からない場合は、記入しなくとも差し支えありません。

(参考) 技能特例講習の種類別の受講資格

種別	技能講習の修了の状況		新たな解体用機械の運転経験
第1種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	6月以上
第2種	ブレーカに係る技能講習を修了	かつ	6月未満
第3種	整地・運搬・積込み用及び掘削用に係る技能講習を修了	かつ	6月以上
第4種	上記のいずれの技能講習も修了せず	かつ	6月以上